

高砂族の家族と婚姻

土居, 平

九州大学医療技術短期大学部診療放射線技術学科

<https://doi.org/10.15017/192>

出版情報：九州大学医療技術短期大学部紀要. 16, pp.55-62, 1989-03-03. 九州大学医療技術短期大学部
バージョン：
権利関係：



高砂族の家族と婚姻

土 居 平 *

The Family and Marriage in Formosan Aborigines

Taira Doi

1. 高砂族の系譜

昭和初期から高砂族との接触をはじめた馬淵氏は、上山総督記念事業『臺灣高砂族系統所属の研究』の資料収集のため「サイシアット、ヤミ両族の全部、ルカイ族の大部分及びアタヤル、パイワン両族の一部を除く地方、即ち面積及び人口に於いて彼等の約四分の三に近い地方を一巡する」機会を得たことが、その後の氏の高砂族研究の基盤となったといえる。その時の成果のひとつに「高砂族の系譜」(馬淵1935; 1頁)があり、これは「高砂族に於ける系譜の記憶の仕方並びに多少ともその機能」について述べたものである。これによれば記憶されている世代数は種族によって相違しているが、アタヤル族やツォウ族は4~6代程度、パイワン族、パナパナヤン族、ルカイ族は7~8代程度、ブヌン族とパングツァハ族(以下、アミ族とする)はその中間である。特に頭目家と平民家との差別が顕著なパイワン族、パナパナヤン族、ルカイ族では系譜や「歴史的知識」は、世襲の頭目あるいはその近い親族の古老たちによって独占的に、しかも頭目家を中心に記憶されている。アミ族の祭祀家では20~60代に及ぶ系譜とともに、これに相応する口碑が伝えられている、という。

これに対してアタヤル族やブヌン族では、それぞれの氏族あるいは血縁関係のある諸家族な

どの中の適当な若干の古老たちによって記憶されているが、それは特定の家柄や階級に偏らない。

これら「物知り」たちは、嫁入婚の種族では女子は出嫁するためにその所属群に通曉することは少なく一般に男子に多いが、パイワン族(嫁入婚、婿入婚共に頻繁)では故事に通曉する女子もみられる。興味あるのは、婿入婚を原則とするアミ族でも「物知り」は男子であり、その理由は、集团的事項に携わるのは男子に多く、また女人禁制の青年集会所の古老たちの寄合いで故事が語られるためであろう、といわれる。ちなみに『臺灣高砂族系統所属の研究』における系譜の口述者の大半が男子で、女子はアタヤル族2例、ツォウ族1例、アミ族2例に対し、パイワン族では12名にのぼっている(『臺灣高砂族系統所属の研究』第二冊)。

系譜 24	Atayal, Seqoleq	女60歳(男と)
" 106	Atayal, Sajeq	女40~45歳(男と)
" 174	Tsou	女50~55歳
" 195	Paiwan	女45歳(女頭目)(男と)
" 203	Rukai, Paiwan混合	女55歳(男と)
" 205	Paiwan	女50歳 単独
" 206	Paiwan	女50歳 (他に男4人)
" 208	Paiwan	女慶応元年生(男と)
" 210	Paiwan	女45~6歳
" 215	Paiwan	女30歳

*九州大学医療技術短期大学部一般教育

系譜221	Paiwan	女50歳
" 248	Paiwan	女明治5年生
" 251	Paiwan	女50歳 (男と)
" 292	Pangtsah(Ami)	女70歳
" 299	Pangtsah(Ami)	女70歳

ブヌン、ツォウ族は「幾多の小氏族より中氏族更に少数の大氏族に至るピラミッド型の氏族組織」があって、これは一般的には「土地の所有及び使用、相互扶助、祭祀、婚姻」などに際して大きな役割を果たすのである。各小氏族については、その始祖名と氏族相互の関係が主に口碑として伝えられるのに対して、一定の中氏族あるいは大氏族への所属は常に記憶され、これらの歴史的知識が現実の社会生活に重要な意味をもち、これらの知識が土地問題などの際には「証拠書類」のような効力をもつことにもなる。

アタヤル族では氏族に代わって親族群あるいは蕃社、それに「ガガ」、「ガヤ」と呼ばれる一種の祭祀団体が重要である。

霧社（セーダッカ）のガザ（純タイヤル族はガガアと言う）について研究した小泉 鐵氏（1933年：189～218頁）によると、ガザというのは「慣習制度を意味すると同時にその慣習制度を共通にする共同生活体を指す」。ガザを同じくする者は一切の生活を共同にするが故に、其処に集団としての生活が生まれ、祭事を共同にすることにもなる。土地、森林、原野、獵場、牧場などはすべて共有でサッパツと呼ばれ、すべてはガザに属する。ガザのすべての成員はガザに対して共同の連帯をもっている。1930年10月の「霧社事件」に際しても、共同のガザであった当時の霧社12社（トウガン、シーバウ、パーラン、ロードフ、ホーゴー、スーク、タカナン、カッツク、タロワン、マヘボ、ボアルン、タボアン）のうち、マヘボ、ボアルン、スーク、タロワン、ホーゴー、ロードフ、の全部とトウガン、シーバウの一部が蜂起している。

白狗社は元はマシトバオン社だけであったが、移住によってテビルン、マカナジーの二社がつくられたがガガアは三社共通である。

このガザは婚姻に際しては族外婚でも族内婚でもなく、また父系制であり招婚である点では、霧社も白狗社も共通である。

『蕃族調査報告書 大么族 前篇』（36頁）によれば、大正時代のマシトバオン社のコットフゲロー（三親等）、コットフボアン（コットフゲロー以外の遠親及び養子、奴婢などを含む）はつぎのように示されている。

マシトバオン社	{	5) i
		7) i
		13) i
		6) i
		3) i

このような祭祀団体は部族による変差が甚だしいが「時に親族群と合致する場合もあり、或ひは血縁とは全く無関係の場合、また蕃社或ひは部族と範囲を同じくする」こともあるといわれる。ここでいう親族群というのは「系譜的に辿られ得る血縁者の一群、従ってその限界は氏族に於ける如くに明確でなく、また主として男系を辿られるのであるが、必ずしもこれに限られない。そして「親族群の系譜は蕃社の系譜」であって「系譜にあらはれる祖先達に関しての口碑、他方にはそれと蕃社成員との系譜的なつながり、これらは該地方の土地に対する彼らの権利主張と密接に結び」ついている場合もみられる。この系譜的親族は双系的（bilateral）に辿られるが、ブヌン、ツォウ両族のような父系氏族や、多くのアミ族にみられる母系氏族では、父方あるいは母方親族への所属は「片系的（unilateral）」である。

アタヤル族の場合は男子の系統が辿られ、女子のそれには重きをおかない。「通常父方重視の種族では嫁入婚、母方重視の種族では婿入婚」であるが、片方の親族の軽視はみられても決して無視されるのではない。その婚姻規定においては父方、母方双方に同等の顧慮がなされ、父系的アタヤル族、母系的アミ族でも第三、第四ないしは第五兄弟姉妹までの婚姻を禁止していることが多いだけでなく、系譜的關係が記憶されている限り、たとえ「何回目の兄弟姉妹」で

も結婚すべきではないと主張する古老も多いといわれる。

「アタヤル族のセデク語族に於いて婚姻禁止範囲にあるすべての従兄弟と従姉妹及び兄弟と姉妹とは相互に「ハルマダン」と呼ばれ、その間柄では特に性関係の言語挙動を慎む」のである。このような関係は今日でも機能していて、1970年代に訪れた南投県仁愛郷親愛村（旧萬大社）、発祥村（旧白狗社）では婚姻や結婚生活などに関する聞き取りは、そこに集まっている人たちの中にかかるハルマダン関係がない事を確認したうえでないと、突然に沈黙されたり話題が変わったりしたものである。とくに女性の場合にその傾向が強く「現在でも、結婚話は兄弟の留守の時に話されることや、男の兄弟にその姉妹がうっかり裸の姿や、排便の姿などを見られてしまったりすると、鶏一羽と酒一本を持って姉妹の方が詫びねばならない」などが報告された。

高砂族のなかで氏族制をもつのはブヌン族、ツォウ族、サイシアット族であるが、アミ族の過半数およびアタヤル族の一部にもこの氏族類似のものが見出される。アミ族（母系）以外の種族はいずれも父系をたどる（馬淵東一；1934年）。そしてブヌン族の外には複雑な氏族組織はみられず、婚姻についても多くは単純な族外婚規定に従うだけでなく「アミ族、アタヤル族の場合には族外婚の規定すら寧ろ稀有の場合に属する」のである。

ところで、衛 恵林（1963年、24頁）氏はタイヤル族の婚姻禁止の範囲について次のように明らかにしている。

- (1)父系は第四従兄弟姉妹
- (2)母系は第三従兄弟姉妹
- (3)姑母系は三世代
- (4)姉妹から三世代の親族
- (5)妻の姉妹
- (6)同一家族同居人、隣人
- (7)仇敵関係
- (8)同父異母、同母異父の半兄弟姉妹の出身は3世代

(9)継子と養子は その生父母、養父母

(10)同一 qotox-gelo 内部での選択

つぎに、「ブヌン族では父方大氏族、北ツォウ族では父方中氏族が外婚の単位であるが、その外、両種族に於いては母方中氏族とのみならず同一中氏族女子より生まれたる者相互の婚姻を禁ずる規定」がある。その詳細については後に述べることにする。

パイワン族では「屋号・財産・地位は男女にかかわらず原則として多く長子系統の手に帰する長子優先であって、その傾向はとくに頭目家において顕著で、頭目家間の地位の上下関係や土地に関する係争、配下の所属問題などに際してはこの系譜的知識が重要である。

以上のように高砂族に於ける系譜は土地の所有関係、婚姻関係、さらにはその宗教観念なども関係するだけでなく、当該種族の存続に共同の利害を意識させ、その結合を一層強固にする機能を持っているのである。

高砂族のなかでもっとも複雑な婚姻規定をもつのはブヌン族、ツォウ族である。「ブヌン、ツォウ両族の氏族組織と婚姻規定」（馬淵：1933年）についてみてみよう。これも「各種族を構成する諸系統の分類及びその移動経路を跡づける」目的での調査（『臺灣高砂族系統所属の研究』）による成果である。

高砂族の中でも大家族を構成するブヌン族の社会を特色づけているのはその複雑な氏族組織にある。「幾多の小氏族は中氏族に、中氏族は大氏族に、更に数個の大氏族は一つの部族にまで統一」され、「一定氏族に属することは経済的活動、婚姻、祭祀、酒宴等に於ける地位」の決定だけでなく、「氏族の異同は生活のあらゆる部門に関与」する。大氏族の成員は hulan（蕃称 heqen：播種した残りの種粟）を共食できるが、同時にそれは族外婚の単位になる。

ブヌン族の場合、氏族の婚姻規定の三原則として次のものがある。

- ① 父の属する大氏族成員との婚姻禁止
- ② 母の属する中氏族成員との婚姻禁止

高砂族の家族と婚姻

表1. 種族別社数・戸数・人口・平均家族員数

	社 数	戸 数	人 口	一戸平均
ア タ ヤ ル	206社	6,991戸	33,302人	4.8人
サ イ シ ヤ ッ ト	14	246	1,340	5.5
ブ ヌ ン	121	1,907	17,935	9.4
ツ オ ウ	23	286	2,197	7.7
ル カ イ	22	1,193	6,339	5.3
パ イ ワ ン	166	6,245	30,118	4.8
パ ナ パ ナ ヤ ン	9	1,029	5,289	5.1
ア ミ	121	5,693	44,187	7.8
ヤ ミ	7	364	1,673	4.6
そ の 他	—	—	56	—
合 計	689	23,954	142,436	5.9

台湾総督府警務局『蕃社戸口』昭和6年末現在

③ 母の属する中氏族の女子から生れたる者との婚姻禁止、即ち、同一中氏族の女子達から生れた者相互の婚姻禁止

その婚姻は一夫一婦婚、嫁入婚であって養子制や婿入婚はみられないし、氏族は大、中、小を問わず常に父系を辿る。

上記の婚姻規定の三原則は一見簡単のように見えるが、実際の婚姻に際しては複雑な形で機能してくるために、配偶者の選択範囲は極端に制限されることになる。それがどのようなものであるかを馬淵氏の示されている卓社蕃(戸数261、人口2,250人、平均家族員数8.62人)についてみてみることにする。

父が大氏族I、中氏族Aで、母が大氏族II、中氏族Eに属している者の配偶者の選択は

(1) ①の原則によって、大氏族IIから配偶者

を選択しなければならないから、選択の範囲は全部族のほぼ半分になる。

(2) さらに②の原則によってIIの中、母の中氏族Eとは婚姻出来ないから、FとGだけになる。ところが、このF、Gの中にはAから入婚した者がいる筈であるから、それらの子どもたちも除外される。結局、63戸の中からさらにこれを除外し、年齢その他の諸条件を考えあわせると、適格者はさらに少数になってしまう。このような複雑な婚姻規定のために、結果的には非常な結婚難となることは明らかで、宮本延人氏は「二十歳前後の青年が五十歳以上と思われるお婆さんのような女房を持っている」(宮本、1985:139頁)場合もあると述べている。

表2. 卓社蕃の氏族構成と婚姻

大氏族 (Moiety)	中氏族	小氏族	戸数		
I	A. Va ² dingtsinan	{ Va ² dingtsinan-to ² ba Tohoitsan Tasji-qotsalan }	35	<p> 婚姻禁止範囲 婚姻許可範囲 </p> <p>(馬淵東一氏による)</p>	
	B. Tasji-valoan	{ Tasji-valoan-to ² ba Tokolan }	24		
	C. Tamassjilasjan	{ Tamassjilasjan-to ² ba Take-voan }	17		
	D. Tasji-tsokan	{ Tasji-tsokan-to ² ba Tasja-valan-an }	31		
II	E. Qalavangan	{ Qalavangan-to ² ba (Qalavangan- ² dangqats) Tokolan Hantalan Kantsauban Sjaloman Toba-an }	18		
	F. Valivayan	{ Valivayan-to ² ba Valivayan-utong Tasji-bok ² boken Mina-ibot }	73		
	G. Pakisjjan	{ Pakisjjan-to ² ba Tasji-votsolan }	52		
			11		
			261		

なお、これに関連して増田福太郎氏（増田、1900年および1948年、98頁～）によっても詳細な報告がよせられている。

2. 高砂族の婚姻

日本人による広範囲に及ぶ高砂族調査の皓矢たる伊能、粟野両氏の『臺灣蕃人事情』によると、タイヤル族は「結婚ハスヘテ任意結婚ニシテ男女自ラ好配ヲ求ム……結婚ノ式ハ女家ニ於テ行ヒ後男家ニ伴フモノトス……一夫一婦ニシテ近親ノ関係者間ノ相婚ヲ准サス 且同族婚ニシテ異族ト婚セス 多クハ娶婦法ナルモ贅婿法亦タ行ハ」、また、一種の競争結婚（女性が二人の男性から求婚された場合、先に馘首に成功した者を相手に決定する）についての指摘もみられる。

ブヌン族も基本的にはタイヤル族と同じであるが、中には交換婚の例や、娶婦法だけが行われる、としている。この時点では、さきに述べたブヌン族、ツォウ族特有の複雑な婚姻規定については発見されていない。

娶婦婚のみが行われているのはブヌン族だけで、タイヤル、ツォウ、ツアリリセンの各族は娶婦婚と贅婿、またピユマ、アミスの両族は贅婿のみ、そしてスパヨワン族は贅婿から娶婦婚への移行しつつあると、ヤミ族を除く各種族について報告されている。

つぎに、佐山融吉『蕃族調査報告書 大么族前篇』には、各社についてかなり詳細な婚姻風習が記述されているが大崙嶽の場合、その大意は以下のとおりである。青年は意に合った娘ができれば両親にその名を告げ、両親は息子の嫁として望ましければ族長に仲介の労を依頼する。大体3～4ヶ月でまとまるのが普通である。話がまとまれば男家では狩りに出て肉を得てこれを塩漬けにして貯えるとともに酒を造り、酒ができれば女家に通知してその家族及びその全社の者凡そ百人ばかりが男家に来て饗宴となる。……男家では珠裙50～100枚（大正時代の相場で250円～500円程度）を結納品として出す。その数日後に、今度は女家において酒を醸し男家

からの来客を待つ。飲酒の後、翌朝鳥占いが吉であれば新婦を連れて男家に入る。その時新婦は嫁資として種々の日用品を携帯する。……男女両家の父は族長の持つ水瓢に食指を挿入して今後の和親を誓い、その日は新郎の酌で両家の者が十分に飲酒して良縁を祝う。翌夜、新婦一杯、新郎三杯の酒を飲みそれから両親に酒を勧めて初夜を迎える。新郎は数日後、和親のために女家に行つて一両日耕作を手伝う。

男家に資力がない場合には女家に入って働き、数年後両親の許可を得れば新婦を連れ帰る、いわゆる労働婚の例もある。また、一女に二男が懸想する時には、族長に事の顛末を告げて出草（首狩り）し、馘首した者と結婚する競争結婚についても報告されている。

いまひとつ白狗蕃（現発祥村）に関する記述を引用しておく（同著、215～216）。「男女相遇フヤ謡ヲ歌ヒ嘴琴ヲ鳴シテ其意ヲ表示ス 又親ナドニモ時ニフレ折ニフレ歌ニテ恋人ノアルヲ表ハセドモ兄弟ノ前ニテハ堅ク秘ス 息子ノ恋歌ヲ謡フヲ聴ケバ両親ハ親戚及友人ト計リテ相手ハ何所ノ誰ナルヤヲ確メソレヨリ頭目ニ話シテ媒介ノ労ヲ依頼ス 頭目ハ鳥声ヲ聴キテ吉ナレバ女家ニ赴キ素知ラヌ顔シテ世間話ニ時ヲ費シテ帰ル 時ニハ七、八人ノ若者ヲ伴ヒ行クコトアリ 斯ル折ニハ嫁ニト望マレタル女ハ隣社ナドニ出遊スルヲ普通トス 假令慕フ男ヨリノ縁談トハ知ルモ家ニ止マルコトナシ 女家ニテ良縁ト認ムレバ直チニ話纏マルモ中ニハ一年ノ長キニ亘ルコトアリ 時ニハ媒介者ノ女家ニ赴クヤ家族ハバヤ閉メテ山ニ逃ゲ隠ルハコトモアリ 婚約ハ親権ニ依リテ定ムルヲ普通トス 婚約成立スレバ男家ニテハ酒ヲ醸シ屋内ニ結納品ヲ列ベテ女家ノ両親等ノ来ルヲ待ツ 其日到レバ女家ノ者男家ニ来リテ酒ノ饗ヲ受ケ結納品ヲ携ヘテ帰ル翌日ハ男家ヨリ嫁ヲ迎フベク女家ニ赴ク 女家ニテハ嫁資ヲ陳列シテソヲ待ツ 斯クテ男家ノ者到レバ女家ノ両親ハ己ガ娘ノ一生ノ大事ナレバ多クノ物ヲ贈ラントセレドモ悲シキ事ニ事情許サネバ面目モナケレド之ニテ許セヨト述ブ男家遠キ時ハ酒ヲ出シテ饗スルモ近

キ所ニテハ酒ヲ出サズ 嫁愈々出発セントスルヤ己ガ所持品ヲ兄弟ニ分与ス 兄ニ多ク弟ニ少シ ソレヨリ嫁ハ多クノ人ニ伴ハレテ男家ニ赴ケバ婿ハ社ノ入口ニテ待ツ 此時男家ニテハ若者集リテ飲酒シ居レバ嫁ハ一度入り来ルモ直ニ友人或ハ親戚ノ家ニ伴ナハレ其所ニテ宴ノ終ルヲ待ツ 男家ニテハ豚ヲ屠リ有リトアル酒甕ヲ出セバ社人集リ来リテ牛飲ス 其時婿ハ接待役ヲツトメテ頭目親戚及社人間ヲ斡旋ス 酒宴中男女両家ノ者ハ互ニ言葉ヲ交シテ将来ノ親密ヲ計レドモ儀式的ニ行フニアラズ酒筒ヲ手ニシテ婿ヨト呼ベバ舅ヨト応ジテ其酒ヲ受取り合飲シテハ互ニ手ニテ口ヲ拭キ次ヘト廻スノミ 此日ハ女家ニテモ豚ヲ屠リ酒ヲ出シテ社人及男家ヨリ歸り来ル親戚ヲ集メテ飲酒ス 酒ハ両社ニテ醸シ男家ト女家ニ集メ置ク 酒尽キザレバ数日ノ間男家ヨリモ女家ニ赴キテ飲ム」のである。部族によって若干の変異はあるとしても基本的には共通している。

他に「コットフゲロー」内の婚姻禁止や「アラン」内でも血族関係の無い者とししか結婚出来ないこと、さらに両家の話し合いによる儀礼的な掠奪結婚（結納品は普通の半額程度になる）の記述もみられる。

増田氏（1953年、70頁）もアタル族の父系血族の連帯を指摘し、ブンスイ社、タイコ社ではガミル（氏族相当）が社会生活を大きく規制していることを述べ、さらにその相続についても言及し、末子相続・嫁娶婚・小家族構成であるという。家長の健全な間は、長男以下の成人

にともない順次妻帯して分戸せしめ、その多くは最後に残った末子が相続する。

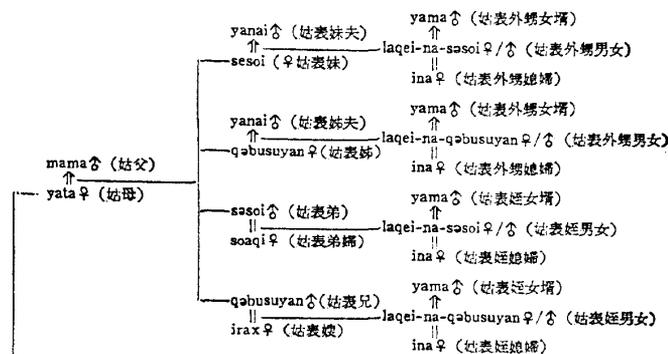
分戸の時期は、長男の結婚とともに食器、道具を折半して、穀物は人数に応じて分配し、耕地は必ずしも分割せずに耕作だけを別にして各自の収穫分を消費していく場合と、結婚後も親たちと同居して次男の結婚を待って長男は分戸していく場合、それに長男と次男の結婚後もすぐには分戸しないで、親と円満に暮らしていき方を残す、いわゆる選定相続の三種がある。したがって、それは末子相続とはいっても分割相続を基調とした末子優先相続であるとしている。

タイヤル族の相続形態については、すでに本誌（1975年3月）に、その一部を述べておいたが、小泉氏（1933年；189～218頁）によれば、霧社（タイヤル族、セデク系）では家族内の男子が嫁を迎えた時は、必ず一家をなして分戸するが従来の家には原則として長男が留まり、両親は他の子供などとともに新しい家に移り次男以下もこれを繰り返していく、いわゆる隠居分家である。

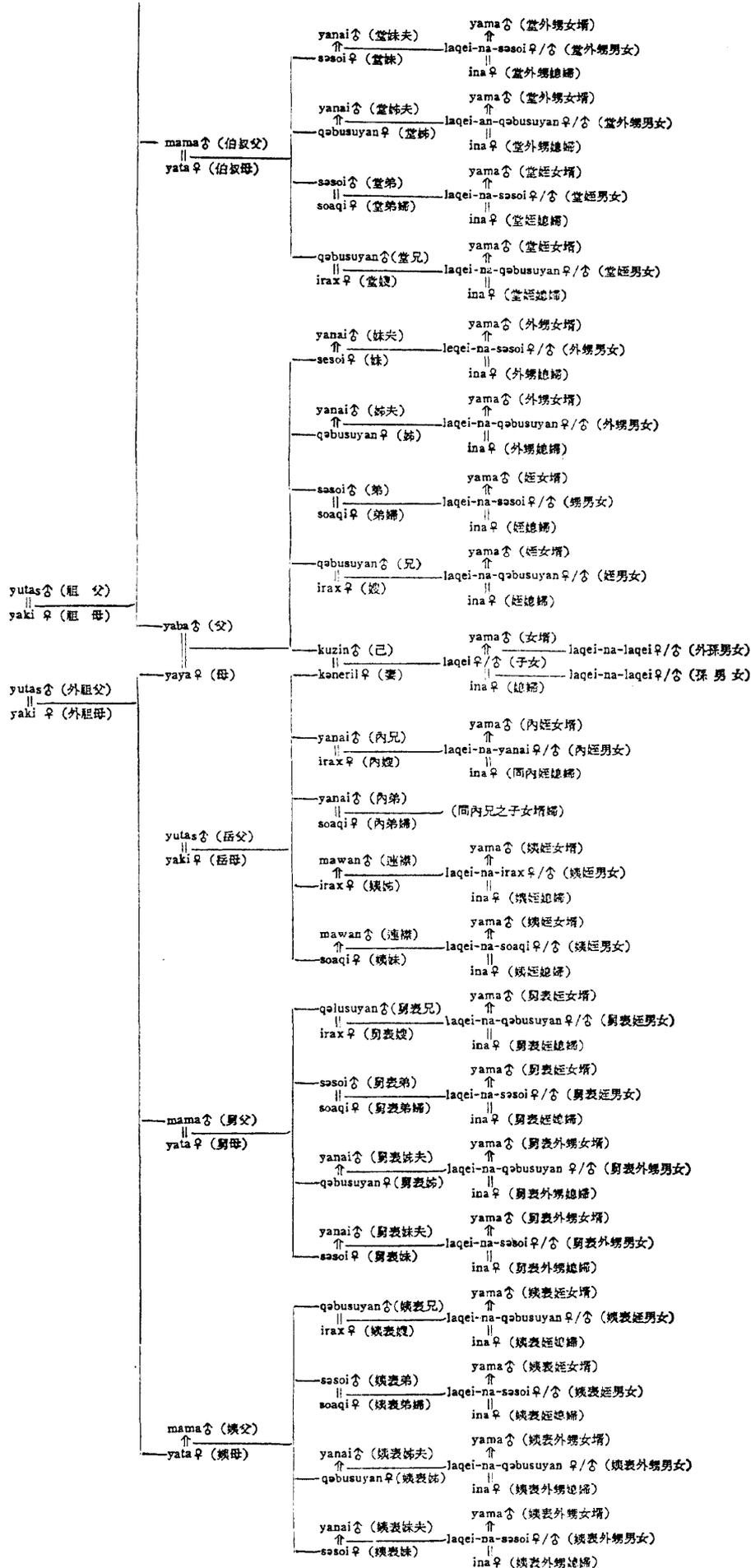
3. 親族名称

馬淵氏はタイヤル族の場合、その親族名称の大要はハワイ型の特徴を示しながら、オジとオバトに対する名称はチチとハハをさす名称とは全く別の語でエスキモー型（馬淵東一；1978年、119頁）であるというが、これに関して芮逸夫氏（1950年）のマシトバオンの事例による詳細な報告がある。

表3 タイヤル族の親族呼称法



土 居 平



(芮氏による)

高砂族の家族と婚姻

次号では、以上のような先達による調査研究をふまえて本誌（1984年3月）に報告した発祥村の世帯名簿資料や芮氏系譜、それに霧社警察で発見した日本統治時代の戸籍簿、それに現行戸籍簿とを対照しながらその系譜や婚姻関係について論述してみたい。

参 考 文 献

- 1) 伊能、粟野 『台湾蕃人事情』 1900
- 2) 小泉 鐵 『台湾土俗誌』 1933
- 3) 馬淵東一 「ブヌン、ツォウ両族の氏族組織と婚姻規定」 『南方土俗』 3-1号 1934
『馬淵東一著作集』 第1巻 61~91頁 1974
- 4) 馬淵東一 「高砂族の系譜」 『民族学研究』 1-1 1935
- 5) 馬淵東一 黒潮文化の会編『黒潮列島の古代文化』 1978
- 6) 増田福太郎 『南方民族の婚姻』 1942
- 7) 増田福太郎 『未開人の家族関係』 1958
- 8) 佐山融吉 『蕃族調査報告書 大么族 前篇』 1918
- 9) 台北帝国大学土俗人種学教室 『台湾高砂族系統所属の研究』 第二冊 1935
- 10) 衛 恵林 「泰雅族的父系世系群與双系血親群」 1963
『臺灣文献』 14巻3巻
- 11) 芮 逸夫 「端岩泰雅族的親属制初探」 『台湾文化』 6巻3・4期 1950